

## 菰野町図書館資料収集方針

(趣旨)

第1 この方針は、菰野町図書館における図書館資料（以下「資料」という。）の収集に関する基本的な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2 公立図書館としての役割を果たすため、「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会採択 1979 改訂)の精神を尊重し、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示 2001)を踏まえて資料の収集にあたるものとする。

- (1) 収集する資料の種類は、図書、雑誌等の逐次刊行物、行政資料、地域資料、視聴覚資料その他必要な資料とする。
- (2) 市民の多種多様な資料要求に応え、またその潜在的な要求をも考慮して適切かつ必要となる資料を幅広く収集する。
- (3) 収集にあたっては、購入のみならず、寄贈、自館製作、複製等の方法も積極的に取り入れる。
- (4) 利用者からの購入リクエストは、図書に限り受け付け、収集基準に基づき可能な限り収集する。逐次刊行物、視聴覚資料は、収集の参考とする。
- (5) 必要となる資料は、図書に限り3部を上限とし複数部収集する。
- (6) 収集する資料の選択は全職員で行い、最終選定は菰野町図書館資料選定会議で行う。

(収集基準)

第3 資料別の収集基準は次のとおりとする。

(1) 一般図書

各分野にわたり、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書を収集する。ただし、利用者が限定される高度な専門書、学術書は厳選する。各種試験問題集類は原則として収集しない。

(2) 参考図書

日常の調査、研究のため必要な辞典、事典、年鑑、年表、地図、目録等で、学術的、社会的に価値のあるものを体系的、継続的に収集する。

(3) 児童図書

豊かな創造性を育み、読書習慣の形成と継続に役立つ基本図書と絵本を中心に幅広く収集する。紙芝居及び漫画は、ストーリーや題材が適切なものを厳選する。

- (4) 青少年向け図書  
主として中学生、高校生向けの図書を幅広く収集する。ただし、学習参考書及び問題集類は原則として収集しない。
- (5) 外国語図書  
英語以外の図書も含めて、必要に応じて適宜収集する。
- (6) 郷土・行政資料  
菰野町に関する資料は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料、行政資料、パンフレット、地図等を可能な限り収集する。三重県及び近隣市町村に関する資料は、基本的な資料を収集する。
- (7) 逐次刊行物  
新聞は、国内発行の主要な全国紙、ブロック紙及び地方紙、地域紙を収集する。専門紙と外国紙は厳選する。  
雑誌は、県内他館の収集状況を考慮に入れ、教養誌・娯楽誌で継続性のあるものを中心に、各分野から幅広く収集する。外国雑誌については、英語以外のものを含め厳選する。
- (8) 視聴覚資料  
映像資料を中心に町民の教養、文化、趣味に資するものを幅広く収集する。映像資料については、貸出、映写会等における著作権の補償処理に留意して収集する。
- (9) 障害者用資料  
大活字本、録音図書、点字図書、字幕又は手話の入った視聴覚資料等を必要に応じ収集する。
- (10) その他の資料  
電子出版物、商用データベース等は、必要に応じて収集または提供を受けるものとする。

#### 附 則

この方針は、平成20年4月1日から適用する。